

中部電力パワーグリッド株式会社監修 高圧受電設備規程(JEAC8011-2020)付録 新旧対照表

現 行	改定案	備考(改定理由等)
<p style="text-align: center;">2章 変成器付計器等の施設</p> <p>1. 適用範囲 この章は、「計器用変成器」・「変成器付計器」・「変成器組合せ計器」の施設に適用する。</p> <p>2. 変成器の取付位置 変成器の取付位置は、次としなければならない。 (1) 配電線路から構内柱を経て受電室に引込む場合 原則として構内第1柱とし、区分開閉器の負荷側とする。 (2) 配電線路から直接受電室に引込む場合 区分開閉器の負荷側とする。ただし、建物の構造上、第1支持点の近接する箇所に区分開閉器の取付が困難な場合等でやむを得ずキュービクル等に施設する場合は、第1支持点と区分開閉器の間とする。</p> <p>3. 変成器の取付 (1) 変成器は、取替点検の容易な場所を選定し、次により取り付けなければならない。 ア 電技解釈関連(21条:高圧の機械器具の施設) 需要場所の受変電所(室)以外の場所に変成器を施設する場合は、次のいずれかにより施設しなければならない。 (ア) 変成器を柱上に施設する場合は、地表上4.5m(市街地外においては4m)以上の高さに施設し、かつ、人が触れる恐れのないように施設すること。 【資料1「お客さま構内第1柱の変成器 施設例」参照】 (イ) 変成器を工場等の構内の地上、屋側又は屋上などに施設する場合は、変成器の周囲に人が触れるおそれがないように適当なさくを設けること。 (ウ) 変成器を工場等の構内以外の場所の地上に施設する場合は、変成器の周囲に人が触れるおそれがないように適当なさくを設け、さくの高さとさくから充電部分までの距離との和を5m以上とし、かつ、危険である旨の表示をすること。 (エ) 変成器をD種接地工事が施されたキュービクル等に収め、充電部分が露出しないように施設すること。 イ 上記ア以外の施設基準 (ア)キュービクル等に収めて設置する場合は、保守点検を考慮し、開閉</p>	<p style="text-align: center;">2章 変成器付計器等の施設</p> <p>1. 適用範囲 この章は、「計器用変成器」・「変成器付計器」・「変成器組合せ計器」の施設に適用する。</p> <p>2. 変成器の取付位置 変成器の取付位置は、次としなければならない。 (1) 配電線路から構内柱を経て受電室に引込む場合 原則として構内第1柱とし、区分開閉器の負荷側とする。 (2) 配電線路から直接受電室に引込む場合 区分開閉器の負荷側とする。ただし、建物の構造上、第1支持点の近接する箇所に区分開閉器の取付が困難な場合等でやむを得ずキュービクル等に施設する場合は、第1支持点と区分開閉器の間とする。</p> <p>3. 変成器の取付 (1) 変成器は、取替点検の容易な場所を選定し、次により取り付けなければならない。 ア 電技解釈関連(21条:高圧の機械器具の施設) 需要場所の受変電所(室)以外の場所に変成器を施設する場合は、次のいずれかにより施設しなければならない。 (ア) 変成器を柱上に施設する場合は、地表上4.5m(市街地外においては4m)以上の高さに施設し、かつ、人が触れる恐れのないように施設すること。 【資料1「お客さま構内第1柱の変成器 施設例」参照】 (ロ) 変成器を工場等の構内の地上、屋側又は屋上などに施設する場合は、変成器の周囲に人が触れるおそれがないように適当なさくを設けること。 (ウ) 変成器を工場等の構内以外の場所の地上に施設する場合は、変成器の周囲に人が触れるおそれがないように適当なさくを設け、さくの高さとさくから充電部分までの距離との和を5m以上とし、かつ、危険である旨の表示をすること。 (エ) 変成器をD種接地工事が施されたキュービクル等に収め、充電部分が露出しないように施設すること。 イ 上記ア以外の施設基準 (ア) 変成器を柱上に施設する場合は、高圧引込線支持腕金(最下部)と変成器取付腕金の離隔距離を1.5m以上確保すること。 (イ)キュービクル等に収めて設置する場合は、保守点検を考慮し、開閉</p>	<p style="text-align: center;">備考(改定理由等)</p> <p style="text-align: center;">離隔距離の確保を明示</p>

中部電力パワーグリッド株式会社監修 高圧受電設備規程 (JEAC8011-2020) 付録 新旧対照表

現 行 資 料	改定案 資 料	備考(改定理由等)
<p>[資料1] お客さま構内第1柱の変成器 施設例</p> <p>(1)お客さま構内第1柱の装柱例</p> <p>[注1] 高圧引込線に60mm²以上の電線を使用するときは抱腕金とする。(高圧引込線の太さは、中部電力パワーグリッドに確認のこと)</p> <p>[注2] 変成器の取付位置は、二次側端子箱を柱側とし、蓋が容易に開閉できるようにすること。</p> <p>[注3] お客さま構内第1柱には、原則として高圧引込線の反対方向へ支線を取り付けること。</p> <p>[注4] 区分開閉器下部から腕金までの間(図中※部分)は変成器取替工事の際に区分開閉器の電源側に作業者が充電部に近づかないで作業ができる間隔を設けること。</p> <p>[注5] 変成器取付腕金には、変成器の落下防止用として120mmボルトを取り付ける。</p> <p style="text-align: center;">- 1 6 -</p>	<p>[資料1] お客さま構内第1柱の変成器 施設例</p> <p>(1)お客さま構内第1柱の装柱例</p> <p>[注1] 高圧引込線に60mm²以上の電線を使用するときは高圧引込線支持腕金を抱腕金とする。(高圧引込線の太さは、中部電力パワーグリッドに確認のこと)</p> <p>[注2] 変成器の取付位置は、二次側端子箱を柱側とし、蓋が容易に開閉できるようにすること。</p> <p>[注3] お客さま構内第1柱には、原則として高圧引込線の反対方向へ支線を取り付けること。</p> <p>[注4] 高圧引込線支持腕金から変成器取付腕金までの間(図中※1部分)は変成器取替工事の際に区分開閉器の電源側に作業者が充電部に近づかないで作業ができるよう、1500mm以上の間隔を設けること。(区分開閉器を高圧引込線支持腕金より下部の機器腕金等に施設する場合は、当該の腕金(最下部)と変成器取付腕金までの間隔を確保すること。)</p> <p>[注5] 高圧引込線支持腕金から変成器取付腕金までの間に、電線の振れ止め・線間離隔確保を目的に、支持腕金(図中※2部分)を設けること。</p> <p>[注6] 変成器取付腕金には、変成器の落下防止用として120mmボルトを取り付けること。</p> <p style="text-align: center;">- 1 6 -</p>	<p>必要離隔を明示</p> <p>支持腕金の設置を明示</p>

中部電力パワーグリッド株式会社監修 高圧受電設備規程(JEAC8011-2020)付録 新旧対照表

現 行			改定案			備考(改定理由等)
〔資料2〕 塩害防止対策区域の区分			〔資料2〕 塩害防止対策区域の区分			管轄事業場の変更を反映
支 社	営業所	重塩害区域・塩害区域	ブロック	事業場	重塩害区域・塩害区域	
名古屋	港	港区〔名四国道以南〕 弥富町・飛島村・〔名四国道以南〕	名古屋	港	港区〔名四国道以南〕 弥富町・飛島村・〔名四国道以南〕	
	緑	南区・港区〔名四国道以南の名鉄常滑線以西〕 〔東海市〕緑区〔名四国道, 知多半島道路以西〕		緑	南区・港区〔名四国道以南の名鉄常滑線以西〕 〔東海市〕緑区〔名四国道, 知多半島道路以西〕	
	半田	〔半田市・東浦町・武豊町・阿久比町・美浜町・南知多町〕		半田	〔半田市・東浦町・武豊町・阿久比町・美浜町・南知多町〕	
	常滑	〔常滑市・知多市〕		常滑	〔常滑市・知多市〕	
静 岡	静岡	静岡市〔根古屋・安居・古宿・中平松・青沢・西平松・東大谷・西大谷・宮竹1, 2丁目・下島・敷地1, 2丁目・西島・中島・高松1, 2丁目・下川原・広野・用宗・石部・青木・大和田・水上・宮川・富士見台3丁目・登呂1, 2, 4, 5, 6丁目・桃園・鎌田・寺田・みずほ・光陽〕	静 岡	静岡	静岡市〔根古屋・安居・古宿・中平松・青沢・西平松・東大谷・西大谷・宮竹1, 2丁目・下島・敷地1, 2丁目・西島・中島・高松1, 2丁目・下川原・広野・用宗・石部・青木・大和田・水上・宮川・富士見台3丁目・登呂1, 2, 4, 5, 6丁目・桃園・鎌田・寺田・みずほ・光陽〕	
	清水	静岡市清水区〔旧市内・三保本町・貝島・宮方・塚間・折戸・駒越・増・蛇塚・宮加三・村松・北矢部・清開・緑ヶ丘・向田町・日立町・西久保・袖師町・尾羽・横砂・清見寺・興津本町・興津中町・興津東町・八木間〕 静岡市清水区蒲原〔神沢・堰沢・中村・小金・蒲原・善福寺〕 静岡市清水区由比〔西倉沢・東倉沢・寺尾・今宿・町屋原・西山寺・北田・白井沢・阿僧・由比〕		清水	静岡市清水区〔旧市内・三保本町・貝島・宮方・塚間・折戸・駒越・増・蛇塚・宮加三・村松・北矢部・清開・緑ヶ丘・向田町・日立町・西久保・袖師町・尾羽・横砂・清見寺・興津本町・興津中町・興津東町・八木間〕 静岡市清水区蒲原〔神沢・堰沢・中村・小金・蒲原・善福寺〕 静岡市清水区由比〔西倉沢・東倉沢・寺尾・今宿・町屋原・西山寺・北田・白井沢・阿僧・由比〕	
	藤枝	焼津市・〔小浜・浜当目2丁目・浜当目3丁目・浜当目4丁目・新屋・城之腰・浜北通り・焼津・港町・中港・鯛ヶ島・中央通り・海岸通り・昭和通り・焼津1丁目・焼津2丁目・焼津4丁目・焼津5丁目・焼津6丁目・栄町1丁目・栄町2丁目・栄町3丁目・栄町4丁目・栄町5丁目・栄町6丁目・小川・新田・小川新通り・惣右衛門・一色・横須賀・浜田・田尻・堀之内・北新田・溝向・下小田・石津・田尻北・和田・下小杉・藤守・高新田・吉永・利右衛門・飯淵・宮島・六軒屋〕		藤枝	焼津市・〔小浜・浜当目2丁目・浜当目3丁目・浜当目4丁目・新屋・城之腰・浜北通り・焼津・港町・中港・鯛ヶ島・中央通り・海岸通り・昭和通り・焼津1丁目・焼津2丁目・焼津4丁目・焼津5丁目・焼津6丁目・栄町1丁目・栄町2丁目・栄町3丁目・栄町4丁目・栄町5丁目・栄町6丁目・小川・新田・小川新通り・惣右衛門・一色・横須賀・浜田・田尻・堀之内・北新田・溝向・下小田・石津・田尻北・和田・下小杉・藤守・高新田・吉永・利右衛門・飯淵・宮島・六軒屋〕	
	島田	吉田町・〔川尻・東浜・西浜・住吉・新田・山向・八軒屋・森下・高畑・下片岡・大浜〕 牧之原市〔寄子・東慶林・青池・静波1丁目・静波2丁目・静波3丁目・静波4丁目・静波5丁目・静波6丁目・静波7丁目・静波8丁目・静波9丁目・静波10丁目・静波11丁目・静波12丁目・東5丁目・西5丁目・追廻・道場・鹿島・堀切・久保柄向原・大江・平田・片浜・福岡・相良・大沢・波津・須々木・落居・地頭方・笠名・堀野新田遠渡〕		島田	吉田町・〔川尻・東浜・西浜・住吉・新田・山向・八軒屋・森下・高畑・下片岡・大浜〕 牧之原市〔寄子・東慶林・青池・静波1丁目・静波2丁目・静波3丁目・静波4丁目・静波5丁目・静波6丁目・静波7丁目・静波8丁目・静波9丁目・静波10丁目・静波11丁目・静波12丁目・東5丁目・西5丁目・追廻・道場・鹿島・堀切・久保柄向原・大江・平田・片浜・福岡・相良・大沢・波津・須々木・落居・地頭方・笠名・堀野新田遠渡〕	
- 1 9 -			- 1 9 -			

中部電力パワーグリッド株式会社監修 高圧受電設備規程(JEAC8011-2020)付録 新旧対照表

現 行			改定案			備考(改定理由等)
支 社	営業所	重塩害区域・塩害区域	ブロック	事業場	重塩害区域・塩害区域	
静 岡	掛川	掛川市〔沖之須・今沢・新井・中新井・雨垂・浜・菊浜・浜川新田・浜野新田・浜野〕 (西大淵・大淵・国安・千浜・三俣・大阪 主として国道150号線周辺とその海岸側) 御前崎市〔洗井・上ノ原・新庄・新谷・女岩・薄原・西側・広沢・白羽・御前崎大山・下岬・上岬・中原・中西・白浜・新神子〕 (合戸・東町・七ツ山・池新田大山・塩原新田・本町 主として国道150号線周辺とその海岸側)	静 岡	掛川	掛川市〔沖之須・今沢・新井・中新井・雨垂・浜・菊浜・浜川新田・浜野新田・浜野〕 (西大淵・大淵・国安・千浜・三俣・大阪 主として国道150号線周辺とその海岸側) 御前崎市〔洗井・上ノ原・新庄・新谷・女岩・薄原・西側・広沢・白羽・御前崎大山・下岬・上岬・中原・中西・白浜・新神子〕 (合戸・東町・七ツ山・池新田大山・塩原新田・本町 主として国道150号線周辺とその海岸側)	
	磐田	磐田市〔鮫島・福田・塩新田・中島新田・中島本田・向岡・福田一色・ 浜部・豊浜・中野・下太・五十子・掛塚・駒場・三軒屋・西堀川袋・白羽・平松・中瀬・飛平松・海老島・稗原〕 袋井市〔西同笠・東同笠・大野・中新田・太郎助・湊〕・(松原・初越)		磐田	磐田市〔鮫島・福田・塩新田・中島新田・中島本田・向岡・福田一色・ 浜部・豊浜・中野・下太・五十子・掛塚・駒場・三軒屋・西堀川袋・白羽・平松・中瀬・飛平松・海老島・稗原〕 袋井市〔西同笠・東同笠・大野・中新田・太郎助・湊〕・(松原・初越)	
	浜松	浜松市〔三新町・松島町・西島町・福島町・江之島町・遠州浜・中田島町・御本町・砂丘・田尻町・法枝町・米津町・新橋町・堤町・倉松町・篠原町・坪井町・馬郡町・大人見町・古人見町〕 〔舞阪町・雄踏町・新居町〕 湖西市〔白須賀・表鷲津・風の杜・新居町〕		浜松	浜松市〔三新町・松島町・西島町・福島町・江之島町・遠州浜・中田島町・御本町・砂丘・田尻町・法枝町・米津町・新橋町・堤町・倉松町・篠原町・坪井町・馬郡町・大人見町・古人見町・ 西区村楯町 〕 〔舞阪町・雄踏町・新居町〕 湖西市〔白須賀・表鷲津・風の杜・新居町〕	
	細江	浜松市西区村楯町		三重	三重	(津市)
三重	津	(津市)	松阪	(松阪市)		
	松阪	(松阪市) 多気郡〔明和町〕 大紀町〔柏野・崎・錦〕	尾鷲	(尾鷲市)		
	尾鷲	(尾鷲市) (熊野市)	伊勢	(伊勢市)		
	伊勢	(伊勢市) (鳥羽市) 度会郡〔南伊勢町〕	志摩	(志摩市)		
	鵜方	(志摩市) 度会郡〔南伊勢町〕	四日市	(四日市市)		
	四日市	(四日市市) 三重郡〔川越町〕	桑名	(桑名市)		
	桑名	(桑名市) 三重郡〔川越町〕 桑名郡〔木曾岬町〕	鈴鹿	(鈴鹿市)		
	鈴鹿	(鈴鹿市) (近鉄名古屋線の東)	岡崎	岡崎	(蒲郡市)	
岡崎	蒲郡	(蒲郡市) (主として東海道線・名鉄蒲郡線の南)			(蒲郡市) (主として東海道線・名鉄蒲郡線の南)	

中部電力パワーグリッド株式会社監修 高圧受電設備規程(JEAC8011-2020)付録 新旧対照表

現 行			改定案			備考(改定理由等)
支 社	営業所	重塩害区域・塩害区域	ブロック	事業場	重塩害区域・塩害区域	
岡崎	碧南	(高浜市) (田戸町) (碧南市) (六軒町, 相生町, 新川町, 道場山町, 宮後町, 天王町, 野田町, 善明町, 作塚町, 春日町, 汐田町, 棚尾本町, 弥生町, 若宮町, 舟江町, 川端町, 志気崎町) 〔明石町, 田尻町, 松江町, 山神町, 浅間町, 須磨町, 浜町, 大浜上町, 中松町, 石橋町, 源氏町, 羽根町, 本郷町, 中町, 浜寺町, 音羽町, 錦町, 築山町, 塩浜町, 中江町, 権田町, 浜田町, 雨池町, 国道247号線以南〕	岡崎	刈谷	(高浜市) (田戸町) (碧南市) (六軒町, 相生町, 新川町, 道場山町, 宮後町, 天王町, 野田町, 善明町, 作塚町, 春日町, 汐田町, 棚尾本町, 弥生町, 若宮町, 舟江町, 川端町, 志気崎町) 〔明石町, 田尻町, 松江町, 山神町, 浅間町, 須磨町, 浜町, 大浜上町, 中松町, 石橋町, 源氏町, 羽根町, 本郷町, 中町, 浜寺町, 音羽町, 錦町, 築山町, 塩浜町, 中江町, 権田町, 浜田町, 雨池町, 国道247号線以南〕	
	西尾	(幡豆町) (主として国道名古屋・半田・豊橋線の南) (吉良町) (同上) (一色町) (同上及び名鉄三河線の南, 佐久島を含む) (西尾市) (主として国道名古屋・半田・豊橋線の西)		西尾	(幡豆町) (主として国道名古屋・半田・豊橋線の南) (吉良町) (同上) (一色町) (同上及び名鉄三河線の南, 佐久島を含む) (西尾市) (主として国道名古屋・半田・豊橋線の西)	
	豊橋市	豊橋市〔前芝町・神野新田町・神野西町・大崎町・老津町・梅藪町・吉前町・富久縞町・船渡町・日色野町・高州町・明海町・遠州灘沿岸地区〕		豊橋	豊橋市〔前芝町・神野新田町・神野西町・大崎町・老津町・梅藪町・吉前町・富久縞町・船渡町・日色野町・高州町・明海町・遠州灘沿岸地区〕	
	豊川	(豊川市御津町) (主としてJR 東海道線の南)		豊川	(豊川市御津町) (主としてJR 東海道線の南)	
	田原	田原市		田原	田原市	
[注] () は、当該区域の大部分について適用する。 [] は、指定された市町村のうち、適用することが明確になっている具体的区域を示す。			[注] () は、当該区域の大部分について適用する。 [] は、指定された市町村のうち、適用することが明確になっている具体的区域を示す。			